

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、坑内夫として、長年、粉じん業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、F+、療養要」の決定を受け、じん肺の合併症「肺結核」が認められたことから、療養補償給付を受給し、療養を開始した。

被災者は、加療の結果、平成〇年〇月末日、肺結核は治ゆ（症状固定）となったものの、引き続き、じん肺の合併症「続発性気管支炎」にて療養を継続し、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR4A、F+、療養否」の決定を受けた。

被災者は、その後も療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、入院していたA病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「呼吸不全」、直接死因の原因「腭頭部癌」、直接死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は、じん肺が原因で肺炎を起こしたものであり、被災者の死亡とじん肺の間には因果関係がある旨主張しているので、以下検討する。

(2) 死亡する前5年間の被災者のじん肺等の状態をみると、肺のエックス線写真、肺機能等の検査結果は、決定書理由第2の2の(1)のエに説示するとおり、著しい肺機能障害には至っていないことが認められる。

(3) 被災者が死亡するに至った原因等について、検討する。

ア 死亡診断書によれば、死亡した直接の原因は「呼吸不全」であり、呼吸不全の原因は「腭頭部がん」であって、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼしたのは「じん肺」と記載されている。

イ 被災者は、平成○年○月○日にA病院において腭頭部がんと診断され、同年○月○日に腭頭十二指腸切除術を受けたが、リンパ節に転移が認められた。その後、平成○年○月に腭周囲リンパ節に再発が認められ、平成○年○月に肝臓への転移が認められた。

ウ 医証をみると、次のとおりである。

(ア) B医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日に入院した際胸・腹水貯留を認め、同月○日に呼吸苦が出現し、酸

素投与を開始したが、翌〇月〇日、呼吸停止から心停止となり死亡した。死亡原因は、腓頭部がんから胸・腹水が出現し呼吸不全を生じたためである。」と述べている。

(イ) C医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日のX線写真ではPR 1であり、肺機能検査ではじん肺による著しい肺機能障害は認められない。呼吸不全を生じた主たる原因はがんの再発による全身状態の悪化により胸水・腹水が出現したことであり、じん肺による著しい肺機能障害は認められないことから、死亡とじん肺の間には因果関係はないと思われる。」と述べている。

エ 以上のとおり、病態の変遷と医証等に鑑みると、被災者は、腓頭部がんの肝臓への転移により全身状態が悪化し、胸水、腹水が出現して、呼吸不全となり死亡したものであるとみるのが相当であり、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、じん肺・続発性気管支炎と被災者の死亡との間には医学的相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) なお、請求人らから提出された意見書における主張について子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだすことはできなかった。

(5) 以上のことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。